

代議員選挙規定

第1章 総 則

(目的)

第1条

この規定は、一般社団法人 明新会（以下「本会」という。）の代議員の選挙を公正に行うため、定款第10条第2項に基づき必要な事項を定める。

(選挙権)

第2条

代議員の選挙権は、定款第5条第1号の普通会員（以下「普通会員」という。）が有する。

(被選挙権)

第3条

代議員選挙の被選挙権は、自ら立候補した普通会員（以下「候補者」という。）が有する。

第2章 代議員選挙

(代議員の選挙)

第4条

代議員は、定款並びにこの規定に基づく選挙(以下「選挙」という。)により選出する。

(代議員の定数と選挙管理委員)

第5条

理事会は、代議員の任期満了年の1月中に、定款第10条第1項に基づき次期代議員の定数を定め、選挙管理委員3名を任命する。

2 理事会は、補欠の代議員若干名の数を定めることができる。

3 選挙管理委員が代議員選挙の候補者となったときは（第6章の推薦による場合を含む）、その届出または推薦の日に選挙管理委員の職を辞したものとみなす。この場合、理事会は欠員の選挙管理委員を補充する任命をしなければならない。

(選挙管理委員会)

第6条

選挙管理委員は、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を構成し、委員会は、選挙に関する事務を管理執行する。

- 2 委員会は、委員の互選により、委員会を総理、代表する委員長を選任する。
- 3 委員の任期は、第 5 条により次期の委員が選任されるときまでとする。

第3章 選挙手続

(選挙の方法)

第 7 条

選挙の方法は以下によるのを通則とする。

- (1) 届出、投票その他委員会に対する意思表示は、出頭または郵便によるものとし、その場所は本会の事務局とする。
- (2) 立候補期間は、代議員の任期満了年の 3 月中の 1 週間とする。
立候補届出は、期間内に委員会に到達しなければならない。(以下「到達主義」という。)
委員会は、立候補者の氏名と選挙実施の有無を定款第 41 条に従い公告する。
- (3) 選挙を行うべき場合、投票期間は、前号の公告をした日から 2 週間以上後とする 4 月中の 1 週間(到達主義)とする。候補者名簿と所定の投票用紙は会報に同封して発送する。
- (4) 投票は、当選を可とする者を単記し、選挙人名は無記名とする。
- (5) 委員会は、投票締切り後から代議員の任期満了年の総会の日までに開票を行う。
- (6) 委員会は、代議員の任期満了年の総会の日までに選挙の効力を確定させる選挙会を行い、当選を可とする得票数の多い順に当選者を確定し、代議員の定数に達する直前に得票同数となった場合(得票数 0 を含む。)は、クジにより当選者を確定し、結果を定款第 41 条に従い公告する。
- (7) その他の事項は、公職選挙法の例による。
- (8) 事故、天変地異その他やむをえない外部的事情のある場合、委員会は、選挙の投票方法、期日、期間、場所などを変更することができる。

(公告事項)

第 8 条

委員会は、代議員の任期満了年の 1 月中に、次の事項を定め、定款第 41 条に従い公告しなければならない。但し、緊急やむを得ない場合は、理事会の承認を得て前記時期を変更することができる。

- (1) 任命された選挙管理委員の氏名、選任された選挙管理委員長の氏名。
- (2) 理事会が定めた代議員の定数、補欠の代議員の数が定められたときはその数、委員会が定めた選挙期日、期間及び選挙の方法場所に関する事項
- (3) 候補者の届出に関する事項。
- (4) 届出、投票その他委員会に対する意思表示は、出頭または郵便によるものとし、その場所は本会の事務局とし、到達主義とすること。
- (5) その他必要と認めた事項。

第4章 立候補届等

(立候補の届出)

第9条

第3条の候補者になろうとする者は、他の候補者の推薦人と重複しない普通会員である推薦人5名以上の推薦があることを証して、立候補届書を第8条による選挙公告で定められた届出期間内に委員会に届出なければならない。

(立候補の辞退)

第10条

候補者が立候補を辞退しようとするときは、次条第1項の公告後1週間以内に、辞退届出書を委員会に届出なければならない。但し、立候補者に不測の事態が生じ、委員会が相当と認めた場合には、この限りではない。

(立候補並びにその辞退の公告)

第11条

立候補の届出があったときは、委員会は立候補期間満了後直ちに候補者の氏名及び選挙の有無を本会事務局に掲示し、定款第41条に従い公告しなければならない。

2 前条の辞退届があったときも同様とする。

第5章 投票及び開票

(選挙の方法)

第12条

選挙は投票の方法により、候補者全員について行う。

2 投票は記名式で1人1票とし、投票者を判断できる記載をしてはならないものとする。

(投票の効力)

第13条

次の各号に掲げる投票は無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いなかったもの。
- (2) 被選挙人名を確認できず、もしくは候補者名簿と一致しないもの。
- (3) 前条第2項に違反するもの。

(開票)

第14条

開票は総会の議場もしくは委員会が定めた場所で委員会が行う。

(当選の確定)

第15条

当選者の確定は、委員会が、第7条第6号により開催する選挙会で行う。

(選挙会)

第16条

候補者の数が選挙する代議員と同数もしくはそれ以下の場合には、投票を行わず、委員会は第7条第6号に準じ当選者を確定する選挙会を行う。

(就任の届出)

第17条

当選者は、当選確定後速やかに委員会に就任承諾書を届出なければならない。

2 当選者が、当選確定の日から1週間以内に前項の届出をしないときは、その者は代議員に就任しないものとみなす。

(繰上当選)

第18条

当選者が、前条で定める期間内に就任しなかったとき、選挙の日から起算して6ヶ月以内に辞任もしくは死亡し、又は退会したときは、次点者をもって当選者とする。次点者が複数ある場合は、委員会がクジを行い次点者を決定する。

(就任の公告)

第19条

委員会は、新たに代議員に就任した者の氏名を速やかに本会事務局に掲示し、定款第41条に従い公告しなければならない。

第6章 推薦候補者

(候補者の推薦)

第20条

第11条による候補者の数が改選する代議員の数に満たないときは、立候補者全員を当選者とし、満たない数につき、代議員推薦委員会から推薦された者を総会に諮ってこれを選任する。

2 代議員推薦委員は、総会が委嘱する。

3 代議員推薦委員は、理事長及び代議員の中から互選された者5名以内並びに理事長の推薦した普通会员3名以内とする。

- 4 理事長は、代議員推薦委員会の議長となる。
- 5 推薦委員の任期は、第5条第1項及び同6条第3項を準用する。

(代議員推薦委員会)

第21条

代議員推薦委員会は、普通会员、支部及び常任委員会などの普通会员の団体より推薦された普通会员の中から、代議員候補者を推薦する。

- 2 推薦にあたっては、本会活動の実績、本会運営に対する意欲を考慮するとともに、年齢、所在地域のバランスに配慮する。
- 3 代議員推薦委員会は、被推薦者の氏名を選挙管理委員会に通知する。

第7章 補 則

第22条 代議員の補欠選任については、この規定による。

第23条 第17条は、第18条により選任されたものに準用する。

第24条 本規定による届出書、承諾書の書式は、別紙様式1ないし3のとおりとする。

第25条 本規定は、理事会の議決により変更することができる。

附則

本規定は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）以降において、理事会が本規定を決議した日から施行する。

- 2 本規定による最初の選挙の関係期日のうち平成25年4月1日以前となるものは、「同日以降の速やかな期日」と読み替えるものとする。